

## 標準処理期間の未設定理由

番号 2

処 分 名	駐車料金の減免
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)
条 項	第7条第2項
所 管 課	都市生活サービス課
<b>【標準処理期間を未設定とした理由】</b> 指定管理者に駐車場の管理を行わせているため。	